解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年五月二十六日付堺市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十六日

大阪府堺市中区陶器北五二四番地一

堺市陶器北土地区画整理組合

清算人代表　古川　定

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成七年九月二十五日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十六日

沖縄県名護市字仲尾次七四八番地

清算法人長筋原土地改良区

代表清算人　比嘉　秀夫

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年五月二日福島県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年六月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十六日

福島県会津若松市橋本二丁目二番三四号

会津若松市五月町土地区画整理組合

清算人　岩橋　猛

解散公告（第二回）

当医療法人は、平成二十五年十二月二十七日開催の臨時社員総会の決議及び平成二十六年二月二十四日の東京都知事の認可により解散したので、当医療法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年六月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十六日

東京都品川区中延五丁目三番一〇号伊セ六ビル二階

医療法人社団芳翠会

清算人　佐々木裕芳

解散公告（第二回）

当組合は、県知事の認可書到達により平成二十六年五月一日に解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年六月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十六日

富山県南砺市田尻二二四番地

田尻生産森林組合

清算人　寺西　隆治

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十六年五月十四日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年六月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十六日

福岡県豊前市大字吉木九五五番地

清算法人豊前中部土地改良区

代表清算人　義間　一彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成十七年五月二十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年六月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十六日

東京都板橋区小豆沢一丁目一二番一〇号

特定非営利活動法人板橋エヌピーオーセンターすずらん　清算人　野島　隆

第三期決算公告

平成二十六年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部

負債及び正味財産の部　五二二、五八三

負債の部　五二二、五八三

正味財産の部　〇

負債及び正味財産の部計　五二二、五八三

平成二十六年六月十六日

鹿児島市長田町一四番三号公益社団法人鹿児島共済会南風病院透析室内

公益社団法人鹿児島県臨床工学技士会

代表理事　谷口賢二郎

配当公告

秋田県由利本荘市石脇字田尻一番地の一一九

破産者　由利資材株式会社

右の者に対する秋田地方裁判所平成二十五年（フ）第二〇五号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二三八、一四四、八五三円

一、配当することのできる金額

金三、〇六二、五一〇円

平成二十六年六月十六日

秋田県秋田市山王三丁目一番七号東カン秋田ビル六階　破産管財人　湊　貴美男

配当公告

岡山県津山市志戸部六七八番地七

破産者　吉井　一夫

右の者に対する岡山地方裁判所津山支部平成二十五年（フ）第七〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一九三、八四三、一〇八円

一、配当することのできる金額

金一〇、六九四、六七五円

平成二十六年六月十六日

岡山市北区弓之町一〇番二〇号テミス弓之町二階　破産管財人　石川　敬之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県釜石市甲子町第一五地割一五番地、最後の住所岩手県釜石市鵜住居町第二〇地割四三番地一三　被相続人　亡　南舘　公人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十六日

岩手県花巻市東和町土沢六区六四番地一

相続財産管理人　可児あさみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形市木の実町一三三番地一、最後の住所山形市木の実町一〇番二六号

被相続人　亡　仲野　信勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十六日

山形市旅篭町二丁目一番一一号　ステージ八山二階　霞城東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金山　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県いすみ市大原一〇三二四番地、最後の住所栃木県那須郡那須町大字高久甲一〇五八番地一四　被相続人　亡　山口　幸宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十六日

栃木県大田原市中央二―二―五

相続財産管理人　弁護士　高田　直之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県佐波郡玉村町大字下新田五八一番地、最後の住所群馬県高崎市中居町一丁目二七番地八　被相続人　亡　新井　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十六日

群馬県前橋市川原町一丁目五七番地三

相続財産管理人　弁護士　川住　岳央